

国際戦略特区WG集中ヒアリング 資料

厚生労働省医政局

外国の医師免許を有する者の我が国における医業の実施について

【原則】

医師法第2条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
第17条 医師でなければ、医業をしてはならない。

【特例】臨床修練制度

「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律」

【趣旨】

医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国の医師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で診療を行うことを特例的に認める制度。

【臨床修練の許可】

外国の医師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2年以内の期間、臨床修練を行うことができる。

- ① 医療に関する知識・技能の習得を目的として本邦に入国していること。
- ② 臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。
- ③ 外国の医師等の資格を取得後、3年以上の診療経験を有すること。

→年限の弾力化、手続き・要件の簡素化、教授・臨床研究目的での診療行為の容認等の見直しについて、医療法等改正法案の一部として法案を提出することとしている。

【日本の医師国家試験における特例】

イギリス、アメリカ、フランス、シンガポールの医師については、二国間での取り決めに基づき、我が国に在留する外国人に対し診療（保険対象外）を行うこと前提に、特例的に英語による医師国家試験を実施

基準病床数制度について

目的

病床の整備について、病床過剰地域(※)から非過剰地域へ誘導することを通じて、
病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

※既存病床数が基準病床数(地域で必要とされる病床数)を超える地域

仕組み

○ 基準病床数を、全国統一の算定式により算定

※一般病床・療養病床は、二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、病床利用率等から計算

精神病床は、都道府県の年齢階級別人口、1年以上継続して入院している割合、病床利用率等から計算

結核病床は、都道府県において結核の予防等を図るため必要な数を知事が定めている

感染症病床は、都道府県の特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定めている



○ 既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、開設・増床について、公的医療機関等については許可しないことができ、それ以外の医療機関については勧告することができる(医療法)。

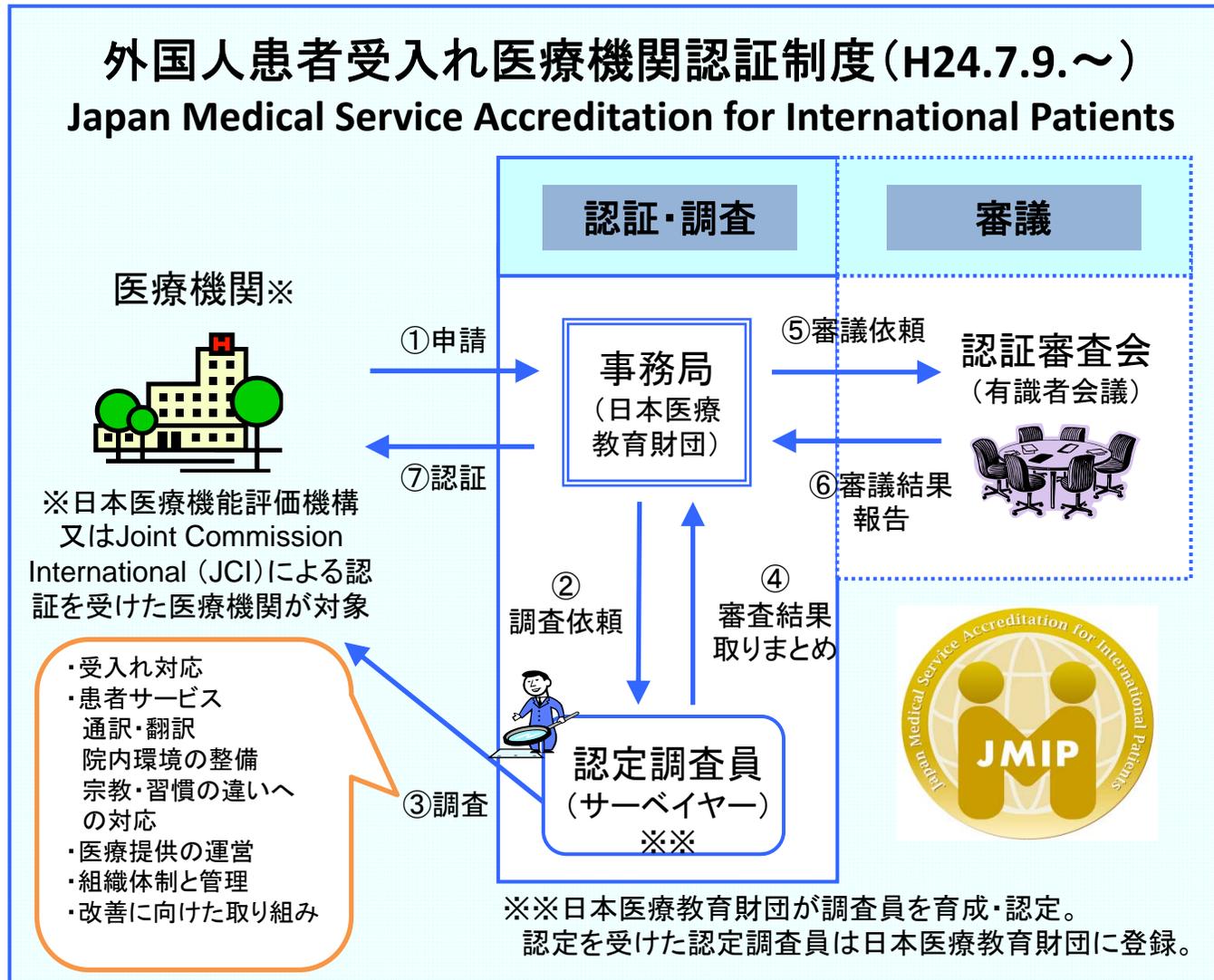
○ 勧告を受けた病床については、保険医療機関の指定をしないことができる(健康保険法)。

病床数の算定に関する例外措置

救急医療のための病床や治験のための病床など、更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる特例を設定

外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)

- 国際医療交流の観点から、厚生労働省では、外国人が安心して医療機関を受診できる環境を整備するため、医療機関の申請に基づき第三者機関(日本医療教育財団)が外国人受入体制等について審査・認証する仕組み作りを支援。



認証された病院 (H25.3.21認証)

- ・(神奈川県) 湘南鎌倉総合病院
- ・(鹿児島) 整形外科 米盛病院
- ・(大阪) りんくう総合医療センター